

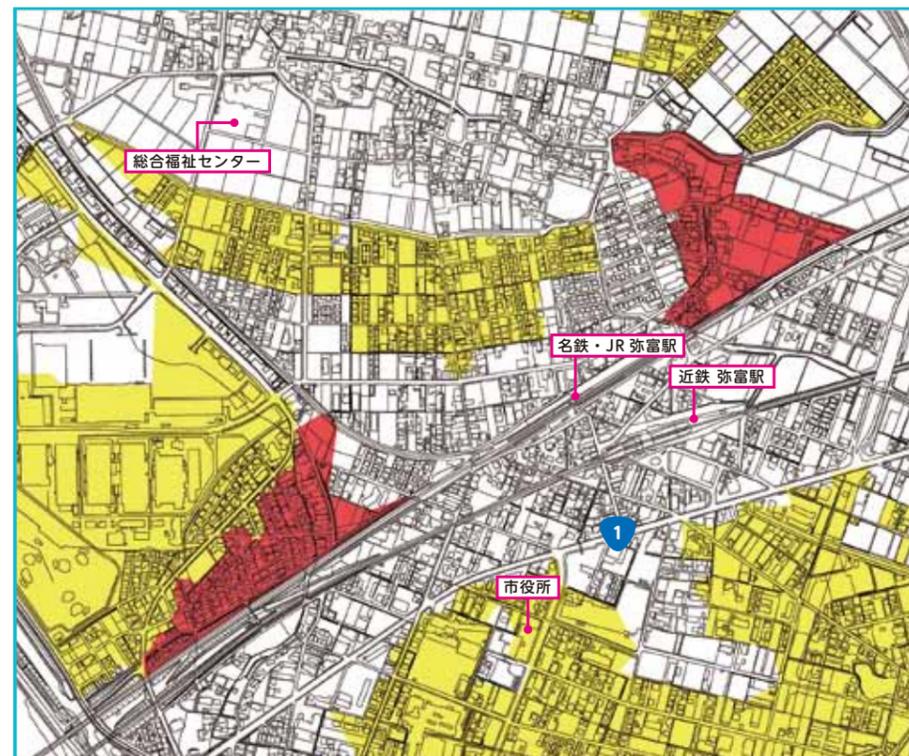
TOPICS

下水道供用開始区域が広がりました

昨年度に下水道を整備した下記の区域が、6月30日(火)より新たな供用開始区域となり、下水道が使用できるようになりました。該当する区域にお住まいの方や、既に供用開始している区域にお住まいで、まだ接続工事をされていない方は、すみやかに下水道への接続工事を行っていただくようお願いいたします。

下水道は、全ての方にご利用いただかなければ、本来の目的である生活環境や公衆衛生の向上と水質の保全を達成することは出来ません。環境改善に向け1日も早い皆様のご協力をお願いします。

凡例	
新たな供用開始区域	既供用区域



綱浦町脇元小、浦六・気開・方六・未新田の一部。
鎌倉町外分の一部。
五明町築留・小赤津外の一部。
小島町下新田の一部。

公共下水道への接続工事は、適切な構造の宅内排水設備を設置するために、市指定の下水道排水設備指定工事店の中から業者を選んで施工してください。また、宅内排水設備工事は各個人負担となります。各家庭の現場条件によって工事に係る費用が異なりますので、指定工事店と工事内容を十分にご相談の上、見積書の内容を確認して工事を進めていただくをお願いします。

現在の供用開始区域の詳細および指定工事店一覧は、市役所下水道課にお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。



市役所下水道課(内線 282・283)

TOPICS

自転車の安全運転を心掛けよう!

自転車は、道路交通法では軽車両に位置付けられており、「車のなかま」です。道路を通行するときは、「車」として、交通ルールを遵守するとともに交通マナーを実践するなど安全運転を心掛けましょう。

なお、危険行為をくり返すと、「自転車運転者講習制度」の対象となります。詳細は、下記をご覧ください。

愛知県警察 自転車安全利用について

H27.6/1~「自転車運転者講習制度」が開始されました。
講習制度の対象となる**危険行為**は下記の**14類型**になります。

<p>1 信号無視 法第7条違反</p>	<p>2 通行禁止道路(場所)の通行 法第8条第1項違反</p>	<p>3 歩行者用道路での徐行違反 法第9条違反</p>
<p>4 歩道通行や車道の右側通行など 法第17条第1項、第4項又は第6項違反</p>	<p>5 路側帯での歩行者の通行妨害 法第17条の2第2項違反</p>	<p>6 遮断踏切への立ち入り 法第33条第2項違反</p>
<p>7 交差点優先車妨害等 法第36条違反</p>	<p>8 右折時、直進車等通行妨害 法第37条違反</p>	<p>9 環状交差点安全進行義務違反等 法第37条の2違反</p>
<p>10 一時不停止 法第43条違反</p>	<p>11 歩道での歩行者妨害等 法第63条の4第2項違反</p>	<p>12 制動装置不備の自転車の運転 法第63条の9第1項違反</p>
<p>13 酒酔い運転 法第65条第1項違反</p>	<p>14 安全運転義務違反 法第70条違反</p>	<p>違反を3年以内に2回以上くり返すと・・・ 「自転車運転者講習制度(3時間・6,000円)」の対象となります。 (14歳以上が講習対象になります。中学生・高校生も違反をしないよう安全運転を!)</p>

自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用

自転車による交通事故でも、自転車の運転者に多額の損害賠償責任が生じるおそれがありますので、生じた損害を賠償するための保険等に加入するようにしましょう。

市役所市民協働課(内線 433)